

マイナンバーカード 代理受取 の 持ち物

申請者本人は 海外留学中の方

窓口に来る方は 任意代理人

★代理受取の場合は、申請者本人が窓口に来る場合よりも、多くの書類が必要です。次の表などを必ずご確認ください。

チェック欄	持ち物
	<p>交付通知書（はがき） ◎裏面の回答書欄、委任状欄、暗証番号欄をご記入の上、窓口にお持ちください。 ◎暗証番号欄に目隠しシールを貼付してください。目隠しシールが貼付されていないと、受け取り手続きができない場合があります。</p> <p>【交付通知書がない場合】 市民課マイナンバー推進室（Tel:85-8815）に連絡いただき、交付通知書の再発行手続き等についてご確認ください。</p>
	<p>通知カード（お持ちの方のみ）</p>
	<p>住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）</p>
	<p>申請者本人の本人確認書類（顔写真付きが必須） 次ページの「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください ①、②、③いずれかの書類をお持ちください。 ① A区分のうち2点 ② A区分のうち1点とB区分のうち1点（合計2点） ③ B区分のうち顔写真付きのもの1点 およびB区分のうち顔写真付きでないもの2点（合計3点）</p>
	<p>代理人の本人確認書類（顔写真付きが必須） 次ページの「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください ①、②いずれかの書類をお持ちください。 ① A区分のうち2点 ② A区分のうち1点とB区分のうち1点（合計2点） ※A区分の顔写真付き本人確認書類をお持ちでないと、代理人になれません。</p>
	<p>申請者本人がお越しになれないことを証明する書類（いずれか1点） 例：査証のコピー、留学先の学生証のコピー</p>

本人確認書類一覧

次の書類が**本人確認書類（原本に限ります。コピー不可）**として使用できます。

- ・「**氏名と生年月日**」「**氏名と住所**」の**いずれかの記載**があること
- ・書類に記載されたすべての情報が**住民票の情報と一致**していること
- ・有効期限の定めがある書類は、**有効期限内である**こと

A 区分の本人確認書類	B 区分の本人確認書類
運転免許証	在留カード（顔写真無し）
運転経歴証明書 （平成24年4月1日以降に発行されたもの）	特別永住者証明書（顔写真無し）
	健康保険被保険者証
在留カード（顔写真付き）	介護保険被保険者証
特別永住者証明書（顔写真付き）	後期高齢者医療被保険者証
旅券（パスポート）	医療受給者証
住民基本台帳カード（顔写真付き）	診察券（氏名が漢字で印字され、生年月日 または住所入りに限る）
身体障害者手帳	
精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）	各種年金証書
療育手帳	生活保護受給者証
一時庇護許可証	児童扶養手当証書
仮滞在許可証	特別児童扶養手当証書
マイナンバーカード（※）	母子健康手帳
<p>※更新等の新しいマイナンバーカードの受け取りにおいて、「有効期間内」の場合、マイナンバーカードもA区分の本人確認書類として使用することができます。</p> <p>● A区分の本人確認書類として使用できるのは上記の書類のみです。</p>	自立支援医療受給者証
	官公署の職員証 （生年月日又は住所入りに限る）
	社員証（生年月日又は住所入りに限る）
	学生証（生年月日又は住所入りに限る）
	ワクチン接種券
	ワクチン接種証明書
	海技免状
	電気工事士免状
	その他氏名・生年月日または氏名・住所と発行者の表示があるもの（事前に市民課マイナンバー推進室までご相談ください）